

布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件について

令和 5 年 3 月 22 日（水）

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

1. 資格要件に関する見直し（案）要点

布設工事監督者

①実務経験年数に他分野の実務経験を加味

- 必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水道、下水道、道路及び河川分野における設計、積算及び現場監督等の実務経験についても算入可能とする。

②学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加等

- 現行の学歴・学科要件では、土木工学科以外の学科を考慮していないが、機械工学や電気工学においても技術上の監督業務に必要な基礎工学を履修することに加え、水道施設における機械、電気等の設備についての知識、経験等を布設工事監督者に活かすことができる。
- 「衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」の履修をもって、技術上の実務経験年数を1年間短縮する必要性が乏しい。

③国家資格（1級土木施工管理技士）の追加

- 布設工事の監督には、水質管理に関する知識も必要であるが、工事としては土木工事の形態をとる場合が多いことから、一定の水道の工事に関する実務経験を積み、1級土木施工管理技士を布設工事監督者として位置づけることが適当。

④小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直し

- 小規模事業者の場合、1つの課で水源から給水まで担当することが多く、大規模事業者より短いサイクルで水道全般に関する経験を積むことができる。
- ただし、実務経験については水道に関する実務経験のみとする。

水道技術管理者

①小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直し

- 上記④と同様。

2. 資格要件見直し（案）

■布設工事監督者の資格要件（令第5条）

分類			技術上の 実務経験※
大学卒業 ＜短期大学を除く＞ （ ）内は、大学院にて1 年以上衛生工学若しくは水 道工学に関する課程を専攻 した場合	土木工学科又は これに相当す る課程	衛生工学又は 水道工学を履修	2年以上 —(1年以上)—
		上記以外を履修	3年以上 (2年以上)
	機械工学科・電気工学科又はこ れに相当する課程		4 年以上 (3 年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程 修了	土木工学科又は これに相当する課程		5年以上
	機械工学科・電気工学科又はこ れに相当する課程		6 年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又は これに相当する課程		7年以上
	機械工学科・電気工学科又はこ れに相当する課程		8 年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ			10年以上
技術士 上下水道部門 2 次試験合格	上水道及び工業用水道を選択		1年以上
1 級土木施工管理技 士 2 次検定合格	—		3 年以上

※1 給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業の場合は必要年数は半分

※2 技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分以上は水道に関する実務経験を有すること（給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業は除く）。⇒残りの実務経験年数に、工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験も算入可能。

■水道技術管理者の資格要件（令第7条）

分類		技術上の実務経験※
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道事業は除く）		不要
大学卒業 ＜短期大学を除く＞	土木工学	3年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学	5年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学	7年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	9年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上
厚生労働大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了		不要

※ 給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業と1万m³/日以下の専用水道の場合は必要年数は半分